



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月22日（金） 第10184号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	2
○群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課）	2
告 示	
○群馬県指定重要文化財の指定（文化財保護課）	3
○群馬県指定重要無形民俗文化財の指定（同）	3
○解除保安林（森林保全課）	3
○監視伝染病の検査命令（畜産課）	4
○同	5
○家畜の注射の実施（同）	6
○道路の供用開始（道路管理課）	6
○同	6
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	7
○土地改良区の管理規程設定認可（同）	8
○土地改良区連合の定款変更認可（同）	9
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧（同）	9
公安委員会規則	
○群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）	9
企業管理規程	
○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（総務課）	12

■規則

群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十二号

群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県小水道条例施行規則(昭和三十三年群馬県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」を「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十三号

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則(平成十二年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第八の六価クロム化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改める。

別表第九の大腸菌群数(単位 一立方センチメートルにつき個)の項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「三、〇〇〇」を「八〇〇」に改める。

別表第十の六価クロム化合物の項中「〇・〇五ミリグラム」を「〇・〇二ミリグラム」に改める。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に設置されている水質特定事業場(設置の工事がなされているものを含む。)から排出される特定排水の六価クロム化合物についての特定排水規制基準は、令和六年九月三十日までの間は、改正後の別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

■ 告 示

◎群馬県告示第74号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第4条第1項の規定により、群馬県指定重要文化財として次のとおり指定する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

名称及び員数	所在場所	所有者（管理者）
後閑家文書 5821点	安中市上間仁田951 安中市ふるさと学習館寄託	後閑武彦
雙林寺 本堂、鐘楼、開山堂、書院、宝蔵、山門、 萬松閣 7棟 附 棟札 3枚	渋川市中郷2399-7	宗教法人雙林寺
八幡八幡宮 本殿・幣殿・拝殿、神楽殿、鐘楼、神 門、随神門、境内社天満宮社殿、境内社東照宮本 殿、境内社地主稻荷神社本殿、境内社日枝神社本 殿 9棟 附 宮殿 1基、八幡宮社頭造宮之図 1舗、 棟札 4枚	高崎市八幡町655-1	宗教法人八幡宮

◎群馬県告示第75号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第30条第1項の規定により、群馬県指定重要無形民俗文化財として次のとおり指定する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

名称	所在場所	保存会名
春日神社太々神楽の蚕の舞	前橋市上佐鳥町368-1	春日神社太々神楽保存会

◎群馬県告示第76号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 解除に係る保安林の所在場所 利根郡川場村大字川場湯原字早落2079の2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止

3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第77号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 実施の目的 次に掲げる家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生の状況及び動向を把握するため

- (1) ヨーネ病
- (2) 伝達性海綿状脳症
- (3) 腐蛆病

2 実施する区域 所轄家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）

イ 種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）

ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）

エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）

オ 放牧予定牛（生後6月未満のものを除く。）

カ 集畜に伴う共進会出品予定牛（生後6月未満のものを除く。）

- (2) 伝達性海綿状脳症にあつては、次に該当する家畜の死体

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。）

イ 月齢又は推定月齢が18月以上のめん羊及び山羊で、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

- (3) 腐蛆病にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群

4 実施の期日 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

5 検査の方法

- (1) ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に定める方法

- (2) 腐蛆病にあつては、臨床検査及び細菌学的検査

6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第78号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一太

1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生の予察

- (1) ブルセラ症及び結核
- (2) 豚熱
- (3) アフリカ豚熱
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
- (5) アカバネ病

2 実施する区域 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) ブルセラ症にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
ア 種付けの用又は搾乳の用に供する輸入牛（イの検査対象となったものを除く。）
イ 種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
- (2) 結核にあつては、種付けの用又は搾乳の用に供する輸入牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- (3) 豚熱及びアフリカ豚熱にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）を100羽以上（だちょうの場合は、10羽以上）飼養する農場の家きんのうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- (5) アカバネ病にあつては、越冬していない牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

4 実施の期日

- (1) ブルセラ症、結核、豚熱、アフリカ豚熱並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- (2) アカバネ病にあつては、令和6年6月1日から同年11月30日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

5 検査の方法

- (1) ブルセラ症及び結核にあつては、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に定める方法
- (2) 豚熱にあつては、臨床検査、抗原検査及び血清学的検査
- (3) アフリカ豚熱にあつては、臨床検査及び抗原検査
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査
- (5) アカバネ病にあつては、臨床検査及び血清学的検査

6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第79号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生を予防するため
 - (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）
 - (2) 牛伝染性鼻気管炎
 - (3) 豚熱
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、放牧予定牛
 - (2) 豚熱にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし
- 4 実施の期日 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 注射、薬浴又は投薬の別及びその実施の方法
 - (1) 牛ウイルス性下痢症（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、筋肉内注射法
 - (2) 豚熱にあつては、皮下又は筋肉内注射法
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	伊勢崎深谷線	伊勢崎市境東字町並240番の1地先から同市境栄字二枚橋192番の2地先まで	令和6年3月25日 午後2時

◎群馬県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	平塚境停車場線	伊勢崎市境米岡字新屋敷329番の1地先から同市境東字町並216番の1地先まで	令和6年3月25日 午後2時

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
赤城西麓	理 事	再 任	小山貞夫	前橋市富士見町赤城山1204番地866
	同	同	萩原正雄	沼田市高橋場町2026番地7
	同	同	星野稔	同 桜町4765番地3
	同	同	小林明道	同 利根町輪組552番地
	同	同	角田一美	同 利根町多那2514番地
	同	同	高木勉	渋川市横堀1045番地2
	同	同	角田俊壽	同 赤城町津久田266番地13
	同	同	須田広幸	同 同 506番地
	同	同	狩野達也	同 赤城町長井小川田1623番地
	同	同	須田愛作	同 赤城町深山585番地
	同	同	堤忠温	同 赤城町棚下239番地
	同	同	藤川雄一	同 赤城町持柏木138番地5
	同	同	岡田新一	同 赤城町樽633番地
	同	同	津久井利章	同 赤城町宮田778番地
	同	同	森田次一	同 北橋町赤城山142番地1
	同	同	竹内貞衛	利根郡昭和村大字川額976番地
	同	同	高橋光春	同 同 同 1482番地1
	同	同	藤井利幸	同 同 同 3231番地
	同	同	金井宏	同 同 大字森下737番地
	同	同	堤盛吉	同 同 同 827番地
同	同	堤敏昭	同 同 同 1228番地	

同	同	加藤久俊	同 同 大字糸井2357番地
同	同	高橋博	同 同 同 7394番地
同	同	後藤一雄	同 同 大字貝野瀬1253番地
同	同	林幸美	同 同 大字生越乙726番地
同	新 任	木暮治一	渋川市赤城町溝呂木587番地
同	同	角田正規	同 赤城町勝保沢358番地1
同	同	角田静男	同 赤城町栄476番地
同	同	金井数夫	利根郡昭和村大字椽久保370番地
同	同	石井利行	同 同 大字糸井2077番地
同	退 任	山本龍	前橋市大手町二丁目9番14-801号
同	同	南雲昇三	渋川市赤城町溝呂木144番地
同	同	角田茂	同 赤城町勝保沢甲309番地
同	同	芥藤賢三	同 赤城町栄426番地4
同	同	鈴木光春	利根郡昭和村大字椽久保4番地
同	同	石井巳津夫	同 同 大字糸井2078番地
監 事	再 任	書上聡	前橋市富士見町赤城山1204番地1284
同	同	岩倉進	沼田市西原新町134番地2
同	同	小林照彦	同 利根町多那2698番地
同	同	内山孝美	渋川市赤城町溝呂木308番地3
同	同	狩野勉	同 北橋町赤城山129番地
同	同	加藤生	利根郡昭和村大字糸井619番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程の設定を次のとおり認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 土地改良区の名称 沼田平土地改良区
- 2 管理規程により管理を行う施設 高戸谷頭首工
- 3 管理規程の概要

(1) 貯水、放流又は取水に関する事項

高戸谷頭首工における水位は、計画取水位1メートルとする。

(2) 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

管理者は、ゲート等を操作するために必要な機械器具の点検整備を行うとともに、ゲートについては適時点検を行うものとする。

(3) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

管理者は、前橋地方気象台から関係地域に対して降雨に関する警報が発せられ、又は頭首工の水位が3メートルを超え、洪水の発生する恐れがある場合は、洪水警戒体制をとるものとする。

4 認可年月日

令和6年3月7日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、渡良瀬川上流土地改良区連合の定款の変更を令和6年3月8日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営松之木平土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年3月25日から同年4月19日まで
- 3 縦覧に供する場所 沼田市役所及び昭和村役場

■ 公安委員会規則

群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

群馬県公安委員会委員長 五十嵐 清 隆

群馬県公安委員会規則第4号

群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年群馬県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（認定の通知）

第1条の2 法第5条第2項の規定による申請者に対する認定の通知は、認定通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

第2条中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の2」に改める。

別記様式第1号中「第3条」を「第5条第3項」に改め、同様式を別記様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記様式第1号（規格A4）（第1条の2関係）

群馬県公安委員会指令第 号

認定通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。

認定番号 第 号

年 月 日

群馬県公安委員会

別記様式第2号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

別記様式第8号中「認定書」を「認定番号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の規定により提出され、又は交付されている申請書等は、改正後の同規則の相当規定により提出され、又は交付されたものとみなす。

■ 企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十二日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改める。

別表第二県庁の項中「及び水道調整主監」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
